

議案第 5 号

日進市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について

日進市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行による児童扶養手当法の一部改正に伴い、日進市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

受給資格を判定をする上で基準となる所得の取り扱いについて、1月から10月までの間に医療を受ける場合に前々年の所得を基準とするよう改める。

日進市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条 例 第 号

日進市ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和53年日進市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(受給資格者) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。 (1) ひとり親家庭の母又はひとり親家庭の父で、前年の所得(1月から <u>10月</u> までの間に医療を受ける場合にあっては、前々年の所得)が規則で定める額を超える者及びその者に扶養されている児童 (2)～(6) 略 3 略	(受給資格者) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。 (1) ひとり親家庭の母又はひとり親家庭の父で、前年の所得(1月から <u>7月</u> までの間に医療を受ける場合にあっては、前々年の所得)が規則で定める額を超える者及びその者に扶養されている児童 (2)～(6) 略 3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の日進市ひとり親家庭等医療費支給条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。